

# 農林中金＜パートナーズ＞ おおぶねグローバル(長期厳選)

追加型投信／海外／株式

2026年8月末基準 月次運用レポート



## 「おおぶね」に乗って、共に価値を探す旅に出よう！

委託会社（ファンドの運用の指図等を行います）

農林中金バリューストメンツ株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第 2811 号

受託会社（ファンドの財産の保管及び管理を行います）

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

〈照会先〉農林中金バリューストメンツ株式会社

ホームページ：<https://www.nvic.co.jp>

おおぶねスタートガイド

「おおぶね」との最適な付き合い方をご確認いただけます。





## おおぶねシリーズの運用哲学

おおぶねシリーズは、北米企業を投資対象とする「おおぶね」、日本企業を対象とする「おおぶねジャパン」、先進国グローバル企業を対象とする「おおぶねグローバル」の3ファンドで構成されています。投資対象地域は異なりますが、その根底に流れる運用哲学は3ファンドすべてに共通しています。

一般的に「投資」とは中短期の相場変動を収益化する売買行為だと思われがちです。私たち運用チームは2007年の創設以来、この投機的なイメージとは一線を画し、「構造的に強靱な企業®」が持つ「稼ぐ力」を源泉とした長期資産運用を一貫して追求してきました。おおぶねシリーズは、機関投資家向けに培ったこの哲学を個人投資家の皆様にもお届けするべく設定された公募投信です。

## 構造的に強靱な企業®の3要件

私たちは、以下の3つの要件をすべて満たす企業を「構造的に強靱な企業®」と定義し、長期保有の対象としています。

### 【要件①】付加価値の高い事業であること——「必要か？」

企業の本来的な存在意義は、顧客・社会が抱える問題や「困りごと」を解決することです。その問題解決の対価が利益であり、付加価値の低い事業は企業の長期的な存在意義そのものに疑問符がつきます。顧客・社会にとって真に必要な財・サービスを提供しているか——これがすべての出発点です。

### 【要件②】圧倒的な競争優位性を持つこと——「強いのか？」

付加価値の高い事業であっても、誰でも参入できる状態では高い収益性を長期間維持できません。競合他社が参入を躊躇するような「参入障壁」——ブランドや特許などの無形資産、高いスイッチングコスト、ネットワーク効果、コスト優位性など——の存在こそが、持続的な高収益を可能にします。NVICでは長年の運用経験を通じてその類型化を積み重ねてきました。

### 【要件③】長期的な潮流に乗っていること——「続くのか？」

強固な参入障壁を持っていても、事業領域が長期的に縮小しては持続的な利益創出は不可能です。ここで言う「長期潮流」とは、人口動態のような不可逆的な事象を指し、市場で語られる「今ホットなテーマ」とは異なります。この基準は、①②があってはじめて意味を持ちます。

## 受益者の皆様へ提供する2つの価値

おおぶねシリーズが受益者の皆様にお届けする価値は、大きく2つあります。「合理的なパフォーマンス」と「手触り感」です。

### 【価値①】ポートフォリオ企業の企業価値増大に連動したパフォーマンス

おおぶねシリーズのリターンの主たる源泉は、「構造的に強靱な企業®」群が時間をかけて実現する持続的な企業価値増大です。中短期の相場変動に賭けるものでも、市場テーマに乗るものでもありません。即ちおおぶねシリーズは「市場インデックスから離れる」ことを意図的に選択しているので、インデックスをベンチマークとしていません。

私たちが「構造的に強靱な企業®」を正しく選び抜けているかどうかを事後的に確認する指標のひとつが、投下資本利益率（ROIC）です。本来的に素晴らしい経済性を有した企業は、結果として高位安定したROICを持続的に実現します。ROICは企業選択の評価基準ではなく、あくまでも構造的強靱性の証左、運用の成果として現れる数値です。年率平均7%~10%程度のROICが継続した場合、理論的な価値はおおむね10年で1.7倍~2.0倍以上となる計算であり、これがおおぶねシリーズの長期保有によって合理的に見込むことのできるリターンの目線です。本文末に「おおぶね」のポートフォリオ企業群の加重平均ROICを開示いたしました。これは2026年4月末基準の月次報告書より開示を始めたものですが、今後も年次で更改開示いたしますので、ポートフォリオ企業の「稼ぐ力」をご確認ください。

もちろん、企業価値の増大は中短期的には株価に必ずしも直接リンクするわけではありません。しかし、ベンジャミン・グラハムの言葉「市場は短期的には美人投票だが、長期的には計量器である」の通り、長期的には株価に反映されうると考えています。（次頁へつづく）



受益者の皆様へ提供する2つの価値 (前頁よりつづく)

【価値②】長期投資を可能にする「手触り感」の提供

長期投資を継続するためには、保有企業の「稼ぐ力」に対する納得感——すなわち「手触り感」——が不可欠です。リーマンショック、東日本大震災、コロナパンデミック、トランプ関税……予測できないタイミングで予測できないマグニチュードの相場変動は必ず起こります。そのような局面で、保有企業の経済性（付加価値・競争優位・長期潮流）が損なわれていないという納得感があれば、相場の下落こそ長期投資家にとってのチャンスとなります。逆に、「なんとなく」保有しているだけでは、大きな下落を前に狼狽売りを招き、長期的な資産形成がその時点で止まってしまいます。

NVICは月次運用報告書や受益者向け「おおぶねメンバーズカンファレンス」、年次の「おおぶね年次総会」において、組入れ企業の「稼ぐ力」に関する仮説や気付きを継続的にご共有します。この「手触り感」こそが、オーナーとしての長期投資の握力を生む鍵だと考えているからです。

さらに、保有企業の経済性を読み解く過程は、日々の仕事にも直結します。顧客が本当に求めるものは何か、自社の競争優位の源泉はどこにあるか、長期的な潮流に乗っているか——こうした「インベスターシンキング」の視点は、ビジネスパーソンとしての問題発見力・仮説構築力を高める実践的な気付きにもなります。おおぶねシリーズへの投資は、単なる資産形成にとどまらず、日々の仕事の質を高める知的投資でもあるのです。

投資とはオーナーになること

投資とは、素晴らしい企業の「オーナーになること」です。相場動向に一喜一憂するのではなく、「構造的に強靱な企業®」の稼ぐ力を長期にわたって享受すること——それがおおぶねシリーズの運用哲学の核心です。NVICの乗組員一同は、「おおぶね」という船の舵取りの責任を担いながら、受益者の皆様とまさに同じ船に乗っています。

＜「おおぶね」ポートフォリオ企業群のROIC推移＞



＜定義＞  
ROIC：税引き後営業利益/（純資産＋有利子負債＋貸倒引当金＋繰延税金負債＋未払税金）の期中平均）  
ポートフォリオベースの加重平均ROIC：組入れ企業の上記ROICを前会計年度末時点（おおぶね・おおぶねグローバル：12月末、おおぶねJAPAN：3月末）の実績ウェイトで加重平均して試算  
更新タイミング：毎年4月（おおぶね・おおぶねグローバル）、毎年7月（おおぶねJAPAN）

加重平均ROICは15.6%と、本文で言及したROIC7%～10%のレンジ以上に位置するものであり、理論的な価値は10年間で1.7倍～2.0倍以上を期待できるものと言えます。

＜参考情報＞各地域のROIC平均表

| 直近10年 加重平均ROIC |       |       |       |      |
|----------------|-------|-------|-------|------|
| 地域             | 平均値   | 最大値   | 最小値   | 標準偏差 |
| 米国             | 15.6% | 24.7% | 10.6% | 4.4% |
| 日本             | 7.0%  | 7.6%  | 6.3%  | 0.5% |
| グローバル（先進国）     | 13.2% | 20.8% | 9.7%  | 3.6% |

※ Bloombergを基にNVICが試算

※上記のコメントは8月末時点のものです。また、受益者向けに投資信託の運用状況を開示するため農林中金バリューストメンツが作成したもので将来の市況環境の変動正確性等を保証するものではありません。



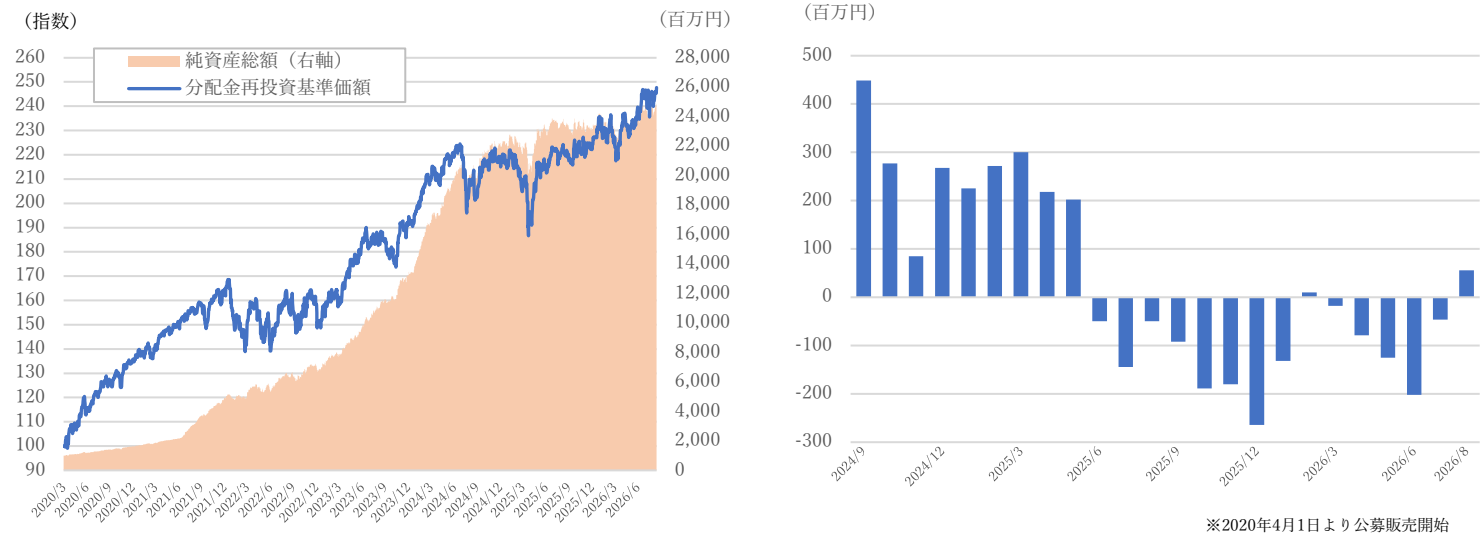
運用実績

基準価額：24,578円 ※1

基準価額の騰落率：+2.41% ※2

純資産総額：24,864百万円

●基準価額（分配金再投資ベース）と純資産総額の推移 ※2 ●資金流入の推移（資金流入額－資金流出額）



●運用成績 ※2

|           | 1ヶ月   | 3ヶ月   | 6ヶ月   | 1年     | 3年     | 5年     | 設定来     |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|---------|
| おおぶねグローバル | 2.41% | 5.67% | 5.61% | 12.27% | 31.39% | 57.93% | 147.63% |

●分配実績

| 決算年月日       | 分配金（課税前） |
|-------------|----------|
| 2026年03月16日 | 50       |
| 2025年03月17日 | 7        |
| 2024年03月15日 | 33       |
| 設定来合計       | 140      |

●設定来高値・安値 ※3

|       | 基準価額(円) | 日付          |
|-------|---------|-------------|
| 設定来高値 | 24,578  | 2026年08月31日 |
| 設定来安値 | 9,910   | 2020年04月02日 |

組入資産の状況

●おおぶねグローバルの投資信託財産の構成 ※4

| 組入資産 | 実質構成比   |
|------|---------|
| 国内株式 | 18.29%  |
| 米国株式 | 49.87%  |
| 欧州株式 | 27.77%  |
| 現金等  | 4.08%   |
| 合計   | 100.00% |

●マザーファンドのバリュエーション水準

| PER ※5       | 22.35   |
|--------------|---------|
| PBR ※6       | 5.47    |
| EV/EBITDA ※7 | 18.39   |
| 平均時価総額（億円）   | 330,219 |

※1 「基準価額」とは、信託報酬等控除後の当ファンドの一万口当たりの値段です。  
※2 当ファンドの当初設定日の前営業日（2020年3月18日）を100として指数化し、基準価額の騰落率や、分配金再投資基準価額（課税前の分配金を再投資したもとして計算しており、分配金が発生した場合は実際の基準価額とは異なります。）、運用成績の表を作成しています。  
※3 設定来高値及び設定来安値は分配落ち後の基準価額で、該当した日付が複数ある場合には、その初日を表示しております。  
※4 マザーファンドの純資産総額に対する各資産の比率に、当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率を乗じて得た「実質組入比率」を表示しています。現金等には未収・未払項目等が含まれるため、マイナスとなる場合があります。  
※5 「PER（株価収益率）」は、株価がEPS（一株当たりの利益）の何倍になっているかを示したもので、一般的にPERが低いほど、会社が稼ぐ利益に対して株価が割安といえます。本レポートにおいては、予想EPS（市場コンセンサス）を使用して算出しています。  
※6 「PBR（株価純資産倍率）」は、株価がBPS（一株当たりの純資産）の何倍になっているかを示したもので、一般的にはPBRが低いほど、会社の純資産に対して株価が割安といえます。本レポートにおいては、予想BPS（市場コンセンサス）を使用して算出しています。  
※7 「EV/EBITDA（企業価値/税引前利益に支払利息と減価償却費を加算した利益）」は、企業価値がEBITDAの何倍になっているかを示したもので、一般的にEV/EBITDAが低いほど、会社の利益水準に対して企業価値が割安といえます。本レポートにおいては、実績EBITDAを使用して算出しています。



●マザーファンドの売買回転率（年率換算） ※1

0.67回/年

●おおぶねグローバル組入上位10銘柄 ※2

| 国    | 企業名           | 概要             | 実質組入比率<br>(純資産対比) |
|------|---------------|----------------|-------------------|
| 日本   | オービック         | システムインテグレーター   | 4.51%             |
| 米国   | S & P グローバル   | 金融情報サービスプロバイダー | 4.24%             |
| 米国   | レスメド          | 医療機器メーカー       | 4.23%             |
| 米国   | アマゾン・ドット・コム   | オンライン小売企業      | 4.14%             |
| 日本   | 信越化学工業        | 素材化学メーカー       | 4.12%             |
| イタリア | フェラーリ         | 高級自動車メーカー      | 4.12%             |
| 米国   | ゾエティス         | 動物用医薬品メーカー     | 4.04%             |
| 米国   | シャーウィン・ウィリアムズ | 塗料メーカー         | 4.02%             |
| ドイツ  | ラショナル         | 厨房機器メーカー       | 3.99%             |
| 米国   | ビザ            | 決済テクノロジー企業     | 3.96%             |

※当月末の組入銘柄数 32社

リターン要因

●おおぶねグローバルの基準価額変動要因 ※3

|           |        |
|-----------|--------|
| 基準価額の騰落率  | 2.41%  |
| 【内訳】      |        |
| マザーファンド要因 | 2.48%  |
| 信託報酬      | -0.06% |
| 成功報酬      | -0.04% |
| 基準報酬      | -0.03% |
| その他       | -0.01% |

●マザーファンドの基準価額変動要因 ※3

|          |        |
|----------|--------|
| 基準価額の騰落率 | 2.46%  |
| 【内訳】     |        |
| 株式・投資証券  | 2.80%  |
| 米国       | 1.51%  |
| 欧州       | 0.10%  |
| 日本       | 1.19%  |
| 為替       | -0.33% |
| 売買手数料    | -0.01% |
| その他      | 0.00%  |

※1 「売買回転率」は、期間中の売買金額の、ポートフォリオの時価評価額に対する割合を示すもので、一般的に売買回転率が低いほど組入銘柄の保有期間が長く、結果としてファンドの株式売買コストが低く抑えられていると言えます（売買回転率が1回/年の場合、1年間でポートフォリオの時価評価額相当の売買取引が行われるということになります）。

2024年1月末基準レポートより本指標は、設定・解約による流出入の影響を抑制するため、これまで計算式の分子を「ファンド設定来の株式購入と売却の合計額の1/2」としていましたが、これを「当該月間の株式購入金額と売却金額のうち少ない方の金額」に改め計算される回転率を年率換算したものを表示します。

※2 マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の組入比率に、当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率を乗じて得た「実質組入比率」を表示しています。

※3 「基準価額変動要因」は、当月の「基準価額の騰落率」を主要要因に分解した概算値であり、実際の数値とは異なる場合があります。また、端数処理等の関係で内訳の各数値の合計は「基準価額の騰落率」と一致しない場合があります。なお、「マザーファンド要因」にはマザーファンドにかかる評価損益・実現損益による影響、「その他」には信託報酬以外の費用等が含まれます。



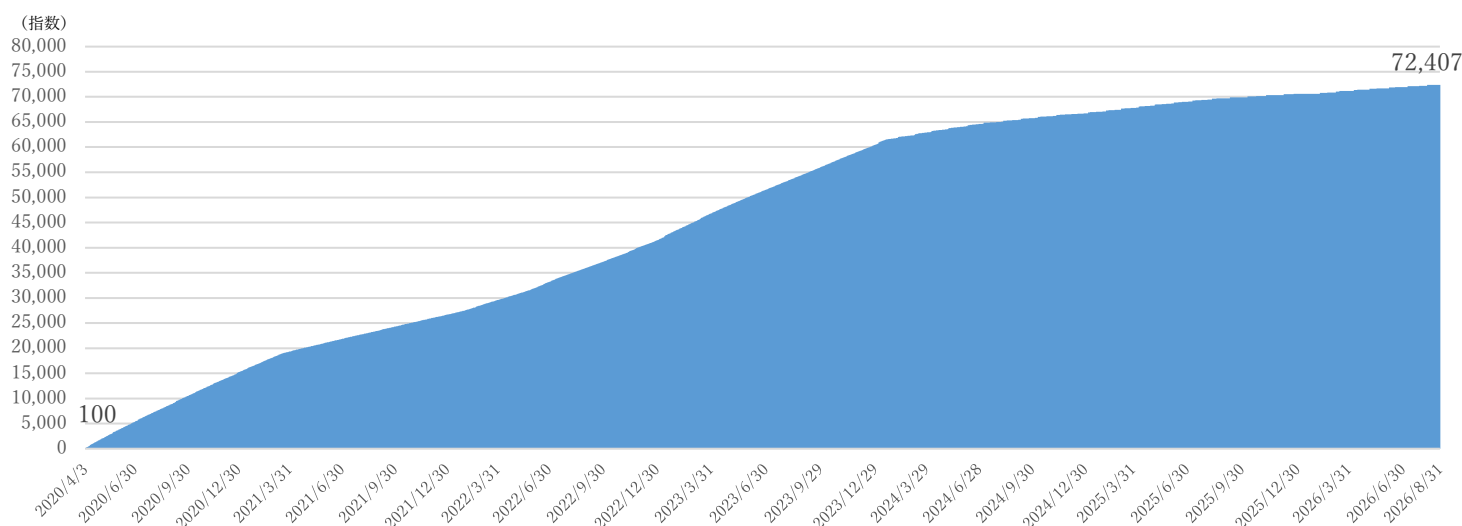
## CIO（最高投資責任者）の奥野も受益者の皆様と「同じ船」に乗っています



- おおぶねシリーズの投資先企業の強さには確信を持っており、私自身もおおぶねシリーズの3ファンドに毎日個人資産で投資しており、保有状況を下図のとおり開示しております。投資家の皆様と一緒に、投資先企業が着実に営業利益を計上し続け、企業価値を高めていくプロセスを楽しみたいと思っています。まさに投資家の皆様と同じ船に乗っていきたいと考えています。
- 相場や株価変動を予想して投資のタイミングを計ることは不可能と考えており、自分として最も納得感のある「毎日投資」を実践しています。今後も、「相場や株価変動を予想する」という不可能なことにチャレンジするのではなく、その分「企業価値」を見極めることに時間と能力を集中させていきます。

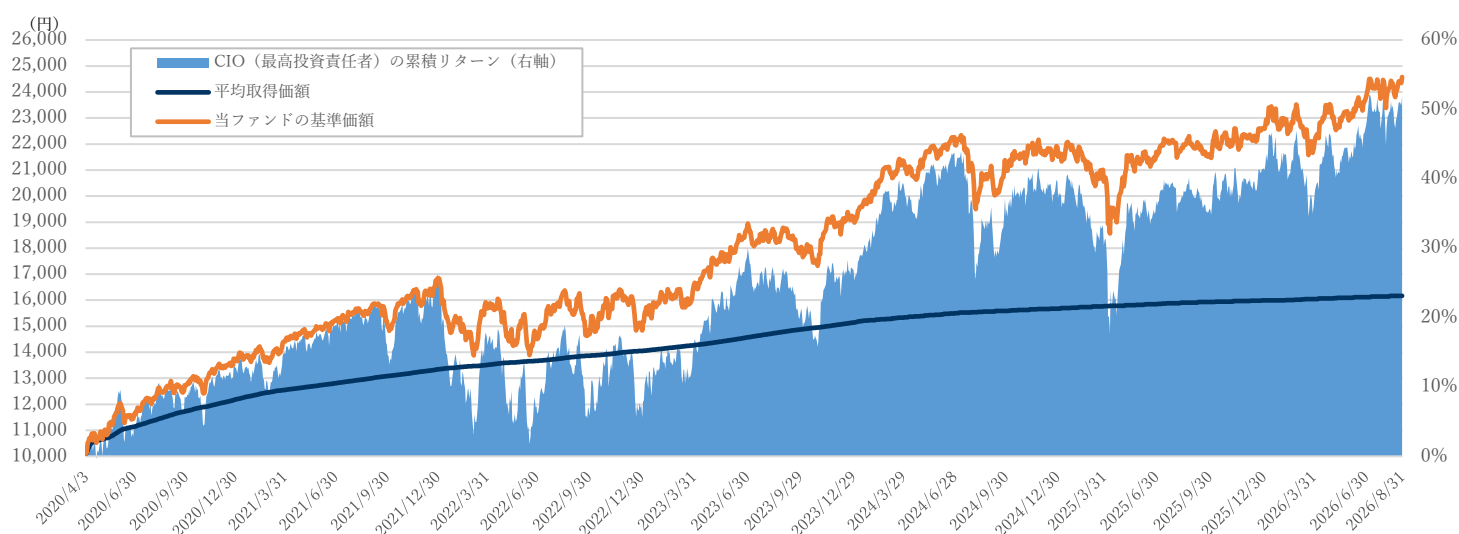
### CIO（最高投資責任者）の当ファンド保有口数の推移（指数化）

※1



### 平均取得価額と累積リターン

※2



※1 CIO（最高投資責任者）の当ファンド保有口数の推移のグラフは、2020年4月3日にCIO（最高投資責任者）である奥野が保有していた口数を100として指数化しています。

※2 CIO（最高投資責任者）の累積リターンは、CIO（最高投資責任者）である奥野が保有している当ファンドの平均取得基準価額と当ファンドの基準価額から算出したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。



## 今月の運用コメント

### 1.市況動向

・レポート対象期間（日本：7/31-8/31、米欧：7/30-8/28）のグローバル株式市場は、中東情勢の緊迫化や世界的な長期金利の上昇が重荷となる場面もありましたが、米国ハイテク株の好決算を受けてIT・ソフトウェア関連銘柄の株価が反発したことや、米国における利上げ観測の後退を背景に、上昇しました。

### 2.運用状況

- ・当ファンドの円換算後リターンは+2.41%となりました。
- ・レポート対象期間の主な個別銘柄の変動要因は以下の通りです。

#### 【上昇銘柄】

- ① リクルートホールディングス：多くの分野で強固なネットワーク効果を構築しているB2Cマッチング事業者  
・4-6月期決算が発表され、米国の求人数が減少する中でもHRテクノロジー事業のマネタイゼーションが市場の想定以上に進展し、大幅増収増益となったことから、株価は上昇しました。
- ② レスメド：世界最大手の睡眠呼吸障害向け医療機器メーカー  
・4-6月期決算が発表され、前年同期比で9%の増収、粗利益率拡大(61.4%→62.3%)の結果に安心感が広がったことや、2027年度通期EPSガイダンス(12~14%増)が素直に好感され、株価は上昇しました。
- ③ アマゾン：クラウドインフラのマーケットリーダーでもある世界大手Eコマース企業  
・4-6月期決算が発表され、AI需要を背景にAWSの成長が加速し、収益性も向上したことで、売上高・営業利益ともに市場予想を上回り、株価は上昇しました。

#### 【下落銘柄】

- ① テキサス・インスツルメンツ：世界大手のアナログICメーカー  
・当社固有のニュースフローはありませんでしたが、複数の半導体メーカーの決算内容が市場の期待に届かなかったことが嫌気され、株価は下落しました。
- ② ラショナル：コンビスチーマーのパイオニアとして世界トップシェアを誇る業務用厨房機器メーカー  
・好調な4-6月期決算を発表しましたが、売上高が市場期待には届かず、高バリュエーションに調整が入った可能性があります。
- ③ 東京海上ホールディングス：寡占された市場でコスト優位性を持つ国内大手保険会社  
・4-6月期決算における利益進捗は順調なものであり、株式分割を公表したことを受けて上昇する場面もありましたが、海外保険会社の買収を検討中と報道されたことが株価の重石となった可能性があります。

### 3.運用方針

・当ファンドとしては、一時的な相場の混乱や市場テーマの変遷に一喜一憂することなく、「構造的に強靱な企業®」が持つ本源的価値、すなわち長期にわたり持続する「稼ぐ力」（ROIC）に根差した分析とポートフォリオ運営を変わらず行っていく方針です。投資先企業の決算精査や企業訪問、新たな投資先候補の発掘に向けた分析などを通じて、企業分析の深化を図っていきたいと考えています。



## おおぶねメンバーズサイトについて

投資先企業の紹介やNVICの投資判断につきましては、一般に広く公開するのではなく受益者様だけに届けるべき貴重な情報であると考えております。そのため、当レポート上では内容を公開せず、受益者様限定の「おおぶねメンバーズサイト」だけで公開させていただいております。受益者の皆様にはお手間を掛けてしまうかもしれませんが、ご理解いただければと思います。

当サイトのURLにつきましては、「おおぶね」を購入いただいた販売会社様にお問合せいただくか、農林中金バリュースインベストメンツ（[ohbune@nvic.co.jp](mailto:ohbune@nvic.co.jp)）までメールにてお問合せください。また、上記のとおり、受益者様限定のサイトとなっておりますので、受益者様であることが証明できるもの（※）もあわせてご送付ください。

※ 個人情報、金額、口数等は不要で、黒塗りしていただいても構いません。「おおぶね」を保有していることが分かれば大丈夫です。

## 企業の解説を行う月次レポート

NVICが長年の経験で培った投資ノウハウや投資先企業に対するNVICの視点について、受益者様限定で手触り感のあるご説明をさせていただきます。NVIC公式HPにて「ABCマートのケーススタディ」を特別に公開しておりますので、ぜひご覧ください。

|                                                                                                               |                                                                                                         |                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>親子上場</b><br>取り巻く環境とNVICの投資スタンス<br>2025年06月19日<br>親子上場～取り巻く環境とNVICの投資スタンス～（2025年6月）                         | <b>バリュープロポジション</b><br>おおぶね投資先3社の「独自価値」とは<br>2025年05月19日<br>バリュープロポジション～おおぶね投資先3社の独自価値～（2025年5月）         | <b>パフェットレーター 2024</b><br>変化の時代に立ち返る長期投資の原則<br>2025年04月19日<br>パフェットレーター2024（2025年4月） |
| <b>米国出張の振り返り</b><br>似ているようで違う？米国の総合型ホームセンター比較<br>2025年03月07日<br>米国出張の振り返り～似ているようで違う？米国の総合型ホームセンター比較～（2025年3月） | <b>新規組入れ銘柄 Service Corp</b><br>おおぶね投資先とも共通する魅力的なビジネスモデル<br>2025年02月18日<br>新規組入れ銘柄 Service Corp（2025年2月） | <b>2024年振り返り</b><br>米国一強時代の投資戦略とオーナー型の株式投資<br>2025年01月20日<br>2024年振り返り（2025年1月）     |

公開レポートはこちら



## おおぶねメンバーズカンファレンス

「おおぶね」シリーズの受益者様への説明のために毎月開催しているオンラインミーティング（リアル開催有り）。運用報告や投資先企業の分析結果などを解説しております。リアルタイムでCIO奥野一成・アナリストにチャット機能を使って直接質問し、投資の心配事や疑問を解消いただけます。また、カンファレンスに参加できなかった方向けに、メンバーズサイトにおいて直近3か月限定で見逃し配信をしております。



解説動画はこちら





## 商品概要

主として北米、欧州、日本の上場株式の中から、（１）高い産業付加価値、（２）圧倒的な競争優位性、（３）長期的な潮流の3つの基準を満たす「構造的に強靱な企業®」へ長期厳選投資を行い、投資信託財産の中長期的成長を目指して運用を行います。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等（外国の有価証券等には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### ●株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落あるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

#### ●流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ●信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

#### ●為替変動リスクとカントリーリスク

外貨建資産については、当該通貨の円に対する為替変動の影響を受けます。組入外貨資産について、当該通貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、損失が生じることがあります。

また、当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して基準価額が変動するリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



## その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



## 留意事項

- ・当資料は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ・当資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
- ・本資料に記載された過去のデータは、将来の結果を示唆あるいは保証するものではありません。本資料に記載された市況や見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来の動向や結果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来予告なしに変更する場合があります。
- ・投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。うえ、ご自身でご判断ください。

## お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位           | 販売会社が定める単位とします。<br>※販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                             |
| 購 入 価 額           | 当初申込期間：1口当たり1円<br>継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                       |
| 購 入 代 金           | 販売会社が定める所定の日までに販売会社の定める方法でお支払いください。                                                                                                                                                                                              |
| 換 金 単 位           | 1口単位<br>※販売会社によって異なる場合があります。                                                                                                                                                                                                     |
| 換 金 価 額           | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                           |
| 換 金 代 金           | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                |
| 申 込 締 切 時 間       | 原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。                                                                                                                                                                        |
| 購入・換金申込不可日        | 原則として、ニューヨーク証券取引所の休業日、または、ニューヨークの銀行の休業日には申し込みの受付は行いません。                                                                                                                                                                          |
| 換 金 制 限           | 大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。                                                                                                                                                                                                  |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよび、すでに受け付けた購入・換金のお申込みを取消すことができるものとします。                                                                                                                       |
| 信 託 期 間           | 無期限（2020年3月19日設定）                                                                                                                                                                                                                |
| 繰 上 償 還           | 委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者（受益者）の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合。</li> <li>・信託契約を解約することが投資者（受益者）のため有利であると認めるとき。</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき。</li> </ul> |
| 決 算 日             | 毎年3月15日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                                             |
| 収 益 分 配           | 年1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。<br>※販売会社との契約によっては再投資が可能です。                                                                                                                                                                           |



|         |                                                                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信託金の限度額 | 2兆円                                                                                                                                           |
| 公 告     | 電子公告により行い委託会社のウェブサイトに掲載します。<br><a href="https://www.nvic.co.jp/">https://www.nvic.co.jp/</a>                                                  |
| 運用報告書   | 毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。                                                                                                        |
| 課税関係    | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。<br>配当控除の適用はありません。<br>益金不算入制度は適用されません。<br>確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。 |

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                              |                                               |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間においては1口当たり1円）に <b>1.65%（税抜1.5%）</b> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 | 商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                                                                                       |                                               |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用<br>（信託報酬）        | <b>基準報酬と成功報酬を合計した額とします。</b><br>1) 基準報酬<br>ファンドの日々の純資産総額に対し下記の率を乗じた額として日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支払われます。<br>純資産総額の500億円未満の部分 …… 年0.3300%（税抜0.300%）<br>純資産総額の500億円以上1,000億円未満の部分 …… 年0.3025%（税抜0.275%）<br>純資産総額の1,000億円以上の部分 …… 年0.2750%（税抜0.250%）<br>基準報酬の配分（税抜）<br><2020年3月31日まで> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">純資産総額</th><th colspan="4">基準報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</th></tr> <tr> <th>合計</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円未満の部分</td><td>年0.300%</td><td>年0.270%</td><td>年0.001%</td><td>年0.029%</td></tr> <tr> <td>500億円以上<br/>1,000億円未満の部分</td><td>年0.275%</td><td>年0.245%</td><td>年0.001%</td><td>年0.029%</td></tr> <tr> <td>1,000億円以上の部分</td><td>年0.250%</td><td>年0.220%</td><td>年0.001%</td><td>年0.029%</td></tr> </tbody> </table> <2020年4月1日以降> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">純資産総額</th><th colspan="4">基準報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</th></tr> <tr> <th>合計</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円未満の部分</td><td>年0.300%</td><td>年0%</td><td>年0.271%</td><td>年0.029%</td></tr> <tr> <td>500億円以上<br/>1,000億円未満の部分</td><td>年0.275%</td><td>年0%</td><td>年0.246%</td><td>年0.029%</td></tr> <tr> <td>1,000億円以上の部分</td><td>年0.250%</td><td>年0%</td><td>年0.221%</td><td>年0.029%</td></tr> </tbody> </table> |         |         |         | 純資産総額 | 基準報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 |  |  |  | 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 500億円未満の部分 | 年0.300% | 年0.270% | 年0.001% | 年0.029% | 500億円以上<br>1,000億円未満の部分 | 年0.275% | 年0.245% | 年0.001% | 年0.029% | 1,000億円以上の部分 | 年0.250% | 年0.220% | 年0.001% | 年0.029% | 純資産総額 | 基準報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 |  |  |  | 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 500億円未満の部分 | 年0.300% | 年0% | 年0.271% | 年0.029% | 500億円以上<br>1,000億円未満の部分 | 年0.275% | 年0% | 年0.246% | 年0.029% | 1,000億円以上の部分 | 年0.250% | 年0% | 年0.221% | 年0.029% |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|-------|-----------------------|--|--|--|----|------|------|------|------------|---------|---------|---------|---------|-------------------------|---------|---------|---------|---------|--------------|---------|---------|---------|---------|-------|-----------------------|--|--|--|----|------|------|------|------------|---------|-----|---------|---------|-------------------------|---------|-----|---------|---------|--------------|---------|-----|---------|---------|
| 純資産総額                   | 基準報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |         |         |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |         |         |         |                         |         |         |         |         |              |         |         |         |         |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |     |         |         |                         |         |     |         |         |              |         |     |         |         |
|                         | 合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 委託会社    | 販売会社    | 受託会社    |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |         |         |         |                         |         |         |         |         |              |         |         |         |         |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |     |         |         |                         |         |     |         |         |              |         |     |         |         |
| 500億円未満の部分              | 年0.300%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 年0.270% | 年0.001% | 年0.029% |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |         |         |         |                         |         |         |         |         |              |         |         |         |         |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |     |         |         |                         |         |     |         |         |              |         |     |         |         |
| 500億円以上<br>1,000億円未満の部分 | 年0.275%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 年0.245% | 年0.001% | 年0.029% |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |         |         |         |                         |         |         |         |         |              |         |         |         |         |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |     |         |         |                         |         |     |         |         |              |         |     |         |         |
| 1,000億円以上の部分            | 年0.250%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 年0.220% | 年0.001% | 年0.029% |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |         |         |         |                         |         |         |         |         |              |         |         |         |         |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |     |         |         |                         |         |     |         |         |              |         |     |         |         |
| 純資産総額                   | 基準報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |         |         |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |         |         |         |                         |         |         |         |         |              |         |         |         |         |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |     |         |         |                         |         |     |         |         |              |         |     |         |         |
|                         | 合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 委託会社    | 販売会社    | 受託会社    |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |         |         |         |                         |         |         |         |         |              |         |         |         |         |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |     |         |         |                         |         |     |         |         |              |         |     |         |         |
| 500億円未満の部分              | 年0.300%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 年0%     | 年0.271% | 年0.029% |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |         |         |         |                         |         |         |         |         |              |         |         |         |         |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |     |         |         |                         |         |     |         |         |              |         |     |         |         |
| 500億円以上<br>1,000億円未満の部分 | 年0.275%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 年0%     | 年0.246% | 年0.029% |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |         |         |         |                         |         |         |         |         |              |         |         |         |         |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |     |         |         |                         |         |     |         |         |              |         |     |         |         |
| 1,000億円以上の部分            | 年0.250%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 年0%     | 年0.221% | 年0.029% |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |         |         |         |                         |         |         |         |         |              |         |         |         |         |       |                       |  |  |  |    |      |      |      |            |         |     |         |         |                         |         |     |         |         |              |         |     |         |         |



2) 成功報酬

委託者は、計算期間を通じて毎営業日、ハイ・ウォーターマーク（以下、HWM）方式を用いた成功報酬額を受領します。

HWMは、成功報酬額を計上した場合における同日の基準価額（成功報酬額控除後、1万口当たり。計算期間の末日の場合は収益分配金額を控除後）をもって更新され、翌営業日以降適用されます。

成功報酬額は、毎営業日に、当該営業日の基準価額（成功報酬控除前、1万口当たり。計算期間の末日の場合は収益分配金額を控除前）がHWMを超えた場合に、その超過額に10.0%（税抜き）を乗じて得た額を1万で除した額に、当該営業日の受益権口数を乗じて得た額とします。

成功報酬の算定の初回に用いるHWMは10,000円とします。

当該営業日の基準価額（成功報酬控除前、1万口当たり。計算期間の末日の場合は収益分配金額を控除前）がHWMを超えない場合、成功報酬は受領されず、HWMは更新されません。

また、ある営業日において発生し、基準価額から控除された成功報酬額は、その後基準価額が下落したとしても減額または払い戻されることはありません。

主な役務の内容

|      |                                           |
|------|-------------------------------------------|
| 委託会社 | 委託した資金の運用の対価                              |
| 販売会社 | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 |
| 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価                   |

|              |                                                                                                                             |                                                                         |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 監査費用<br>印刷費用 | 監査費用、印刷費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.1%）を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 | 監査費用：ファンドの監査にかかる費用<br>印刷費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等に係る費用         |
| その他の費用・手数料   | 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、および受託者の立替えた利息は、投資信託財産中から支弁します。<br>※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。      | 信託事務の処理に要する諸費用：法律・税務顧問への報酬、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みますがこれらに限定されません。 |

※受益者が負担する手数料などの合計額やその計算方法については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。



## 取扱い販売会社情報一覧表

※ 販売会社は今後変更となる場合、また、下記以外にもお取り扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、販売会社によっては、新規のお申し込みを停止している場合もあります。

| 商号                                         | 登録番号等                                                                                  |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種<br>金融商品取引業協会 | 備考 |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------|-------------------|---------------------|----------------------------|----|
| 株式会社SBI証券                                  | 金融商品取引業者                                                                               | 関東財務局長(金商)第44号  | ○       | ○                 | ○                   | ○                          |    |
| 岡三証券株式会社                                   | 金融商品取引業者                                                                               | 関東財務局長(金商)第53号  | ○       | ○                 | ○                   | ○                          |    |
| 松井証券株式会社                                   | 金融商品取引業者                                                                               | 関東財務局長(金商)第164号 | ○       |                   | ○                   |                            |    |
| マネックス証券株式会社                                | 金融商品取引業者                                                                               | 関東財務局長(金商)第165号 | ○       | ○                 | ○                   | ○                          |    |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社) | 登録金融機関                                                                                 | 関東財務局長(登金)第10号  | ○       |                   | ○                   |                            |    |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関                                                                                 | 関東財務局長(登金)第633号 | ○       |                   |                     |                            |    |
| 楽天証券株式会社                                   | 金融商品取引業者                                                                               | 関東財務局長(金商)第195号 | ○       | ○                 | ○                   | ○                          |    |
| 株式会社東和銀行                                   | 登録金融機関                                                                                 | 関東財務局長(登金)第60号  | ○       |                   |                     |                            |    |
| JAバンク<br>(JA/信連/農林中金)                      | お取り扱いについては、委託会社（農林中金バリューインベストメンツ株式会社）までお問い合わせください。<br>(注) 一部のJAバンクでは、お取り扱いがない場合がございます。 |                 |         |                   |                     |                            |    |

販売会社等につきましては、以下の照会先までお問い合わせください。

農林中金バリューインベストメンツ株式会社

ホームページ： <https://www.nvic.co.jp/>

電話番号：03-3580-2050 (代表) (受付時間：営業日の午前8時～午後4時)

お申し込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は販売会社へお申し出ください。